

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

観光課

法令名	旅行業法		法令番号	昭和27年法律239号	
手続名	旅行業者の登録業務範囲の変更登録		根拠条項	第6条の4	
審査基準	旅行業法第6条の4及び旅行業法施行規則第4条の2による。				
受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課
				標準処理期間	60日
				標準経由期間	日
				目次	No.